

○議長（神山章憲）

次に、9番野田昭幸君の登壇を求めます。

○9番（野田昭幸）

9番野田です。私は2点の質問をいたします。

空き家対策として空き家等の適正管理条例の制定と町下4校の小・中学校の土曜授業について、2点の質問をいたします。

まず、空き家対策につきましては、現在、全国的に問題化しつつあります適正に管理されていない空き家等がふえている傾向にあります中で、当然、所有権者が管理すべきであります。中には行政が対応しなければならないようなさまざまな問題もあると思います。広川町でも空き家対策として調査を行いました。その後、どのような対処方法を講じておられるのか伺います。

なお、条例を制定し、具体的な対策が打てるようにすべきと考えますが、制定についての見解をお尋ねいたします。

次に、町下4校の小・中学校の土曜授業については、平成24年より県の指導指針により小・中学校の土曜授業が再開されましたが、授業の回数は年1回から3回程度で、体力測定や保護者参観、地域連携行事などが主な事業で、現在、県内では年1回だけでも含めると約6割の小・中学校が対応しておるといような状況だそうです。今の授業の取り組みの内容から、学力向上には結びついていないと県の判断でございますが、基礎学力向上を目指した新たな土曜授業を導入する方針を決めて、県下全校、小・中学校689校の全校の参加を求めるとあります。広川町でも平成24年2学期より土曜授業に取り組んでこられたが、どんな効果があったのか、また、県が新たな土曜授業の推進に町下4校の対応はどうするのか、参加するのか、伺います。

あとは質問席にて伺います。

○議長（神山章憲）

町長。

○町長（渡邊元喜）

野田昭幸議員の質問の中の空き家対策についてのお答えでございます。

空き家問題については、全国的な政策課題としてクローズアップされており、本町においても、空き家対策に対する要望が区長を通して提出されるなど、その対応が求められております。このため、庁内に関係各課で組織する空き家対策検討委員会を設置し、空き対策のあり方について協議を始めました。

委員会では、空き家対策として、空き家等の適正管理条例、老朽危険家屋除去補助制度、空き家バンク制度について協議を行い、次年度以降、空き家等の適正管理条例及び老朽危険家屋除去補助制度について、取り組みに向けた検討を進めていくこととしております。

空き家の問題は、所有者不明や所有者の無資力、無関心といったことに起因しており、どのような空き家対策を行っても、完全な空き家に関する課題の解決とはならないのも実

情であります。しかし、今後、さらに増加する空き家問題を放置するわけにはいきませんので、町でできる最善の努力を検討し、図っていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（神山章憲）

教育長。

#### ○教育長（吉住政子）

野田昭幸議員からの御質問でございますが、小・中学校の土曜授業についてお答えしたいと思います。

ただいま御指摘のように、平成24年3月に福岡県教育委員会より土曜授業を認める方針が出されました。広川町でもこの通達をもとに、平成24年度は年間で各小・中学校で1回から2回、土曜授業を行いました。また、次の25年度も各学校、年間で2回から3回の実施でした。

内容は、授業参観との組み合わせ、また持久走大会や教育講演会、地区懇談会等、また小学校では、久留米市の陸上競技場を使って体力測定や3校対抗の陸上競技大会、そして、中学校では合唱コンクールといったものを行っております。これは全て週5日制の趣旨を踏まえて保護者や地域に開かれた学校づくりの面では成果が見られました。ただし、この時点では、土曜に授業をしましても、授業時数にカウントができなかったわけです。そのような中で、平成25年11月に学校教育法の施行規則が一部改正されまして、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、休業日の土曜日に授業が可能であるということが明確化されました。これによって、土曜授業が授業時数にカウントできるようになったわけでございます。

その後、それで、この土曜日授業がカウントできることによって、工夫をすれば、現在、インフルエンザによる休校とか、台風による休校の部分の補充ができるということになったわけでございます。ただし、まだ本年度はそのような形で授業にカウントした形の授業を行っておりませんので、各学校には次年度どのような形で土曜授業を実施するかということを投げかけております。

野田議員お尋ねの新聞記事の報道でございますが、ただ、新聞記事の報道によりますと、来年度4月から教員OBなどの外部講師を使って土曜授業を導入すると。その目的は、学力向上と授業時数確保であると言われておりますが、正式な通知はまだ県から来ておりません。新聞報道によりますと、予算が55,000千円ということで、1校に割りますと70千円ほどございまして、各学校の外部講師の旅費などに充てる分かなと思っております。

今、県からの通知を待っている状況でございますが、広川町教育委員会といたしましては、学校週5日制の趣旨は壊さず、踏まえつつ、慎重に検討し、年間数回は実施する方向で取り組みたいと考えております。ただし、各学校に次年度の計画を聞きましたが、学校といたしますのは早く計画をつくります。もう年が明けるころには次年度の計画ができておりますので、今ごろ言われてもなかなかちょっと入りませんと、むしろ違った形で学力向

上や授業時数確保を考えておりますという答えでございました。例えば、中学校でござい  
ますが、子供たちの学力をさらに上げたいということで、例えば、夏休みの最終日にテス  
トをして9月1日からぴしっとした気持ちで子供たちを学校に出したいとか、いろんな工  
夫を考えているようでございます。

そこで、本教育委員会といたしましては、二、三年のスパンで土曜日に授業ができるよ  
うに、そして、ネット活動とかを邪魔しない範囲で、余り無理のない回数で授業時数が確  
保できるようにしていけたらいいかなということを考えている次第でございます。いずれ  
にしても、まだ正式な通知があっておりませんので、そういう構想段階でございます。

以上でございます。

**○議長（神山章憲）**

9番野田昭幸君。

**○9番（野田昭幸）**

空き家対策検討委員会が設置されたということで、ちょっと具体的な例を挙げられたわ  
けでございりますが、広川町においても約390戸ぐらいの空き家に該当するものがあると思  
います。そういうふうな中で、活用できるような空き家とか、あるいはもう老朽化してどう  
しようもない、不良住宅といったような、そういったところの区分といったようなところ  
の仕分けといたしますか、区別ができておるものか。また、そういったところの除却に対  
しての支援というものはどういうふうなものか、今後決められるものか、そういったところ  
の中のある程度の方向が決まっておればお尋ねします。

**○議長（神山章憲）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

まず、空き家の程度のお話ですけれども、平成24年度に空き家の調査を行っています。  
全空き家の件数が388件でございます。これを5つの段階に分けております。補修の必要な  
し、多少の補修が必要、大幅な補修が必要、補修は困難、判定不能という5段階です。こ  
れはもう中にも入れませんので、外からの目視でございます。その388件をそういう5段階  
で分けて調査をしております。

それと除却の件ですけれども、これについては先ほど町長の答弁でもありましたように、  
空き家対策検討委員会で協議をいたしております。この除去制度について、次年度以降に  
検討していくということで今考えております。

**○議長（神山章憲）**

9番野田昭幸君。

**○9番（野田昭幸）**

除却の支援というのは、もうどこも余りやっていないと思います。ですから、当然、国  
の支援制度もあるわけですが、活用とか除却に対してあるわけですが、かなり地元の自治  
体の負担というものもありますので、あくまでもやっぱり所有権者の責任だというふうな

ところの中で、できるだけそういったところの中で進めてもらいたいと思います。

今現在、福岡県内でこの空き家対策に対する適正条例というようなことを取り組んでおるところは19の市町がございます。そういったところの中で、内容としましては、勧告とか、あるいは公表しますよとか、あるいは命令、そうしたり代執行するといったような区分があるわけですが、そういったところの中で、近隣では筑後市とか、八女市は条例制定はないと思いますが、何かそういったところの中での取り組みがあるようですので、ちょうど八女市、筑後市に尋ねましたところ、評価委員会というものをつくって、ある程度空き家进行评估した段階で、例えば、壁がもう落ちておって修復ができないような状態とか、あるいは炊事場、台所がないような状態、ここで言うならば、もう5番ぐらいに該当しますか、老朽化してどうしようもないような不良住宅といったところに認定した場合は、これは税務課担当になろうかとも思いますが、住宅用地特例を除外しますという項目があるそうです。これがなかなかですね、この評価の段階で難しいというふうなことでございますが、そういう住宅用地特例を認める、あるいは認める場合は当然、法的に認められるわけでございますが、除外するというのは各自治体ごとで可能なのでしょうか、お尋ねします。

○議長（神山章憲）

税務課長。

○税務課長（丸山修二）

ただいまの野田議員のほうからの御質問でございますけれども、この空き家の問題については、大変税務サイドとしても苦慮しておるところでございます。この問題についても、八女、筑後で、八女地区の税務協議会というのを組織しておりますして、この空き家対策についてどう対処するのか、特例をどうするのかということで協議しておりますけれども、今のところ明確な、どうしようというのまで考えはできていないというような状況です。ただし、状況的に家が、屋根がちょっと壊れて雨漏りしておるとか壁が崩れているというようなことで、実際人が住めないという状況になれば、当然、特例措置については適用はしないという形になろうかと思っておりますけれども、基本的には、大体全国の市町村の中では家の維持管理ですね、管理されておるところについては適用するという形になっておりますので、どこまでが適用するのか、適用しないかというのが非常に難しいところです。ただ、運用的には市町村の裁量でもできるのではないかと考えております。ただし、やはり近隣市町村との足並みをそろえるというようなことでございますので、また、地域の税務協議会の中でもこの問題については検討を進めてまいりたいということでは考えております。

以上です。

○議長（神山章憲）

9番野田昭幸君。

○9番（野田昭幸）

老朽化した空き家を解体しないという一番の理由は、やはり経費はもちろん当然かかるわけですが、解体した後の税金が高くなるというのが非常に多いと思います。それがために、もう形だけあれば適用されるというようなところの中で、やはりなかなか解体されない部分があるわけですので、例えば、農地の転用とか、そういうふうな面で宅地転用した場合に、認可された翌年の1月から宅地課税になると思います。ですから、これを逆に、空き家になった時点で特例を除外しますよという方法はできないもんですかね。もし再入居されたならば、その特例を適用しますというふうにすれば、公正になりはせんかと思うわけですよ。例えば、農業用倉庫とか、あるいは店舗とか、そういったところもほとんどが非住宅用地として宅地課税なんです。ですから、どんなに壊れてどうしようもない形だけあるというような空き家が残っておるだけで、そういったところの中の税金控除がされるというふうなところが何か不公正に思いますので、その点を含めたところで、いま一度回答をお願いいたします。

○議長（神山章憲）

税務課長。

○税務課長（丸山修二）

今の議員の御質問の趣旨は十分私も理解するわけですが、まず特例としては、まず住宅用地の場合が200平方メートル以下につきましては課税標準額の6分の1の軽減をやると。200平米を超えたところにつきましては3分の1の軽減措置をするということで、おっしゃるように家が建っておけば、そういった適用が現実的には近隣の市町村を含めたところであるわけですが。

議員おっしゃるように、住まなくて、1月1日が固定資産の基準日でございますので、その時点ですぐそういった特例措置をなくすというのは、現実的には全国的な市町村の状況からすれば、仮に広川町だけそういった特例を設けるとするのは非常に難しいんではなかろうかなという考えを私は持っております。

以上でございます。

○議長（神山章憲）

9番野田昭幸君。

○9番（野田昭幸）

面積でも違うと思いますが、大体300平米ぐらいで約3倍から3.5倍ぐらいなつですよ、税金の上がりというのが。ですから、やはりこういった解体をしないというふうな人たちが多いわけですので、今、広川町だけでそういうことはなかなか対応できないというふうなことの税務課長の答弁でございますが、どこかがやればいい例になるんじゃないかと思いますが、ぜひ広川町の空き家対策検討委員会の中でそういったところも含めたところの中でぜひ検討をしていただきたいと思います。

次に、土曜授業についてお尋ねをいたします。

先ほども申し上げましたが、平成24年の土曜授業の県の指導は行事的な事業内容で、開

かれた学校づくり、公開授業というようなことを重点に置いた指導方針だったと思います。広川町でも1学期に1回から2回と、そういったところまで取り組んでこられたわけですが、2学期からの実施ですので、なかなか効果というのわからないと思いますが、保護者の方から見れば、土曜日、授業が始まった、一般授業が始まるというような思われ方もしておられたようでございますので、まだ土曜日の授業再開というのには期待をしておったというようなこともありますので、保護者からこの土曜授業に関しての評価、あるいは要望とか、今までそういったものがなかったのかお尋ねします。

それとまた、県の指針は月2回というようなことを上限としておったわけでございますが、広川町においては先ほどから答弁もありましたように1回から3回ぐらいというような状況でございますが、今後、当分この要領で継続をされていくのか、お尋ねします。

**○議長（神山章憲）**

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

土曜授業の効果でございますが、例えば、広川中学校におきましては、24年3月に県教委からの方針が出る前から、合唱コンクールを土曜日にしておりました。そうしますと、保護者が大変授業参観できていいということで好評でございまして、そのような以前からあった授業につきましては好評でございました。

ただ、県の数値等の動きと、それから土曜授業開始の通知の内容が詳しく周知されなくて、やはり保護者にとっては最初の土曜授業の開始が議員おっしゃるように正規授業の開始と思われたこともありまして、あれ何だ、変わらないじゃないかと御意見があったのかと思っておりますが、先ほど申し上げましたように、開かれた学校づくりという意味では、とても参観しやすいということで、例えば、小学校3校合同の陸上競技大会、これは体力向上と、それから、3校が切磋琢磨し、上級生が交流することを狙って行ったわけですが、たくさんの保護者が参加いただきまして、大変好評であったと思っております。

そういうことで、また多分、県のほうも、予想でございますが、県議会があつておりますから、予算が通りまして今年度末か新年度初めぐらいに正式通知があるかなと思っておりますが、それが参りましたら各学校を通しましてきちんと保護者に周知をして、今度の土曜授業というのは正規授業としてカウントできる授業であると。つきましては、学校で回数が違ってまいりますから、学校としてはこんな趣旨でこの辺に授業をしたいということをきちんと伝えられるようにしたいと思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、もう現在は3月でございまして、次年度の計画はしっかり立てて学校はもう準備を始めております。そこで突然、来年度、土曜授業を改めて入れることは難しい面もあるかと思っておりますので、再来年度ぐらいから、もし県の方針が出ましたら、県の方針を踏まえて、回数も考えて実施したいと思っております。

県のほうは月2回を上限とすると言っておりますが、やはり地域の行事がさまざま今、週5日制で入っておりますから、それを邪魔しないようにという気持ちがあるのだろうと

思います。本町でも先ほど申し上げましたように、月2回、ネット活動もあっております。すばらしい活動がっております。ですから、ネット活動は壊さないように、邪魔しないように、きちんと保障した上で、あいたところにどのように授業を入れるかという工夫を各学校させていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（神山章憲）**

9番野田昭幸君。

**○9番（野田昭幸）**

今言われますように、月2回のネット授業がっておりますので、以前に質問は出た経過がございますが、その当時、教育長としては、土曜授業は義務教育だというふうなことの中で答弁もされておりましたし、その辺はまだまだ保護者の方もよく理解できていない部分もあろうかと思っておりますので、その辺の授業のやり方というようなことには周知を徹底していただきたいと思っております。

先ほどもちょっとありましたが、もう承知のように、2月14日の新聞でこういうとは一面トップで大々的に、福岡県の教育委員会は政令市を除く県下58市町、小・中学校の新たな土曜授業を導入するという方針を決めたということで、その数日後には論説でもえらいこういったことも評価した記事が載っておりました。広川町では今までも文科省なり、あるいは県の推進と、支援というところの中で、6年間の学力アップ事業推進をやってきた、特に小学校では全国の平均を上回るような成果も上がっておるところでございます。ですが、県全体ではやはり全国平均を下回ったというようなことからこういうふうな学力向上を目指して新しい取り組みに転じたというようなことも報道しておりますので、また国も土曜授業の実現を明記し、なお、文科省では週6日制の検討にも入ったと、着手したというようなことでもございますので、保護者の皆さんたちはかなり土曜授業がまた再開されるというようなことに期待もあられるようでございます。

なお、町長のきょうの施政方針にもありましたように、さらなる学力向上を目指していくというようなところもございましたので、以上のような内容を鑑みて、まだまだ県の教育委員会のほうからは正式な通達はないとは思いますが、新聞等の報道も含めて、広川町の方針、方向、先ほども述べられたと思っておりますが、いま一度、教育長の所見をお伺いし、求めて、質問を終わります。

**○議長（神山章憲）**

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

今おっしゃいましたように、広川町の小・中学校はこの数年の取り組みで随分伸びております。この後またお答えしようと思っておりますが、小学校のテストの平均は県を上回っておりますし、中学校はもう少しなんですけど、年々伸びてきております。また、家庭学習も時間がふえてきております。そういう意味で、子供たちは随分、小・中学生、児童・

生徒は変化が見られるなということを考えております。

また、学校の校長を中心とした職員の姿勢も随分変わってきておりまして、実は先月の校長会でもこの話題を出したわけですが、やはり自分の学校に合った工夫をしたいということをおっしゃっております。土曜授業が出てまいりましたのは、1つは、学習指導要領が平成20年から変わって週5日制の中で時数がふえたということがあります。学校の授業というのは、今その週5日でも入るわけですけども、思わぬ休校とかありまして、余裕時間がないとなかなか運営できないわけがございますね。ゆとりがないと運営できません。そういう意味で、非常に学校が四苦八苦している中で、文科省なり県のほうが土曜日に着目してきたんだろうと思っております。

本町としましても、この流れに反対するわけではございませんけれども、先ほど申し上げましたように、土曜授業の方向に行きながらも、突然にたくさん入れることはできませんので、余り無理のない範囲で、そして、さらに土曜授業と並行してさまざまな工夫もしながら、そして保護者にも十分周知をして取り組んでいきたいと考えているところでございます。どうぞ御支援よろしくお願いたします。